

議案第30号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年2月19日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例

三田市火災予防条例（昭和48年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第20条関係）

種類			離隔距離（cm）					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上80	—	150	100	200	100	

					0℃未満のもの						
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内 設置	外がま バーナー 取り出し 口のない もの	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものに あつては4 2kw 以下)	—	15 (注)	15	15	(注)：浴槽 との離隔 距離は 0cm とす るが、合 成樹脂浴 槽(ポリ プロピレ ン浴槽等 )の場合 は2cm と する。
					内がま	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものに あつては4 2kw 以下)	—	—	60	—	
				浴室 外 設置	外がま バーナー 取り出し 口のない もの	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものに あつては 当該バー ナーが70k w 以下であ つて、か	—	15	15	15	

		つ、ふろ用バーナーが 21kw 以下)				
外がまで	バーナー	取り出し	口の	ある	もの	
		21kw 以下	(ふろ用	以外	のバー	ナーをも
		つもの	にあつて	は	当該	バー
		ナーが	70k	w 以下	であ	つて、
		かつ、	ふろ	用	バー	ナー
		が	21kw	以	下)	
		—	15	60	15	
内	が	ま				
		21kw 以下	(ふろ用	以外	のバー	ナーをも
		つもの	にあつて	は	当該	バー
		ナーが	70k	w 以下	であ	つて、
		かつ、	ふろ	用	バー	ナー
		—	15	60	—	

			が 21kw 以下)				
密閉式	21kw 以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが 70kw 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 21kw 以下)	—	2 (注)	2	2	2	
屋外用	21kw 以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが 70kw 以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが 21kw 以下)	60	15	15	15	15	

不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては42kw 以下)	—	4.5 (注)	—	4.5
			内がま	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては42kw 以下)	—	—	—	—
		浴室 外設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては当該バ ーナーが70kw 以下であつて 、かつ、ふろ用 バーナーが21kw 以下)	—	4.5	—	4.5
			外がまでバーナー	21kw 以下 (ふろ用以外 のバーナーを もつものにあ つては当該バ ーナーが70kw 以下であつて 、かつ、ふろ用 バーナーが21kw 以下)	—	4.5	—	4.5

	取り出し 口のある もの	外のバー ナーをも つものに あつては 当該バー ナーが70k w以下であ つて、か つ、ふろ用 バーナー が21kw以 下)				
	内がま	21kw 以下 (ふろ用以 外のバー ナーをも つものに あつては 当該バー ナーが70k w以下であ つて、か つ、ふろ用 バーナー が21kw以 下)	—	—	—	—
密閉式		21kw 以下 (ふろ用以 外のバー ナーをも	—	2 (注 )	—	2

		つものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)								
	屋外用	21kw以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kw以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kw以下)	30	4.5	—	4.5				
液体燃料	不燃以外	39kw以下	60	15	15	15				
	不燃	39kw以下	50	5	—	5				
	上記に分類されないもの		—	60	15	60				
温	気	不	半	バ	強制対流	19kw以下	4.5	4.5	60	4.5



風 暖 房 機	体 燃 料	燃 以 外 ・ 不 燃	密 閉 式 ・ 密 閉 式	一 ナ 一 が 隠 ぺ い	型											
						液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前 方向に吹 き出すも の	26kw 以下	100	15	150	15	
											26kw を超 え 70kw 以 下	100	15	100 (注 1)	15	
										温風を全 周方向に 吹き出す もの	26kw 以下	100	150	150	150	
											強制排気 型	26kw 以下	60	10	100	10
								密閉式	強制給排 気型	26kw 以下	60	10	100	10		
								不 燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前 方向に吹 き出すも の	70kw 以下	80	5	—	5
												温風を全 周方向に 吹き出す もの	26kw 以下	80	150	—
						強制排気 型	26kw 以下				50	5	—	5		
						密閉式	強制給排			26kw 以下	50	5	—	5		

(注1):風道  
を使用す  
るものに  
あつては  
15cm とす  
る。

				気型						
上記に分類されないもの				—	100	60	60 (注2)	60	(注2):ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw 以下	100	15 (注)	15	15 (注)	(注): 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw 以下	100	15 (注)	15	15 (注)	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw 以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kw 以下	80	0	—	0		
	上記に分類				使用温度が80	—	250	200	300	

	されないもの	0℃以上のもの								
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	フードを付けない場合	7kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kw 以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式	12kw を超え 42kw 以下	—	15	15	15		
				12kw 以下	—	4.5	4.5	4.5		
			密閉式		42kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋 外 用	フードを付けない場合	42kw 以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	42kw 以下	15	15	15	15	
			不 燃	開 放 式	フードを付けない場合	7kw 以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	7kw 以下	10	4.5	—	4.5
				半密閉式		42kw 以下	—	4.5	—	4.5
				密閉式		42kw 以下	4.5	4.5	—	4.5
				屋 外 用	フードを付けない場合	42kw 以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	42kw 以下	10	4.5	—	4.5

		る場合								
液 体 燃 料	不燃以外					12kw を超 え 70kw 以 下	60	15	15	15
						12kw 以下	40	4.5	15	4.5
	不燃					12kw を超 え 70kw 以 下	50	5	—	5
						12kw 以下	20	1.5	—	1.5
	上記に分類されないもの					23kw を超 える	120	45	150	45
						23kw 以下	120	30	100	30
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	壁 掛 け型、 つ り 下 げ 型	7kw 以下	30	60	100	4.5
			半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バ ー ナ ー が 隠 ぺい	自 然 対 流 型	19kw 以下	60	4.5	4.5 (注)	4.5
		不 燃	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	壁 掛 け型、 つ り 下 げ 型	7kw 以下	15	15	80	4.5

(注) : 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60cmとする。

			半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	自 然 対 流 型	19kw 以下	60	4.5	4.5 (注 )	4.5
液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全 周から熱 を放散す るもの	39kw 以下	150	100	100	100	
				機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	39kw 以下	150	15	100	15	
	不 燃	半 密 閉 式	自 然 対 流 型	機器の全 周から熱 を放散す るもの	39kw 以下	120	100	—	100	
				機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	39kw 以下	120	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100	
乾 燥 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	衣 類 乾 燥 機	5.8kw 以下	15	4.5	4.5	4.5	

備	料	外									
		不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kw 以下	15	4.5	—	4.5		
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kw 以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kw 以下	40	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付ける場合	12kw 以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式				12kw 以下	—	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kw 以下	—	0	—	0	
					壁掛け	12kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

		型、据置型						
	屋外用	フードを付けない場合	12kw 以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合	12kw 以下	15	15	15	15	
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kw 以下	30	4.5	—	4.5
		常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7kw 以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12kw 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kw 以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式		12kw 以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型	12kw 以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kw 以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kw 以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	12kw 以下	30	4.5	—	4.5

				フードを付ける場合	12kw 以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外			12kw 以下	40	4.5	15	4.5
		不燃			12kw 以下	20	1.5	—	1.5
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kw を超え 42kw 以下	—	15	15	15
				瞬間型	12kw を超え 70kw 以下	—	15	15	15
		密閉式	常圧貯蔵型		12kw を超え 42kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12kw を超え 70kw 以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kw を超え 70kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kw を超え 42kw 以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12kw を超え 42kw 以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない	12kw を超え 70kw 以下	60	15	15	15



		型	場合	下				
			フードを付ける場合	12kw を超え 70kw 以下	15	15	15	15
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kw を超え 42kw 以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型		12kw を超え 70kw 以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12kw を超え 42kw 以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型	調理台型	12kw を超え 70kw 以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kw を超え 70kw 以下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kw を超え 42kw 以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kw を超え 42kw 以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12kw を超え 70kw 以下	30	4.5	—	4.5
フードを付ける場合			12kw を超え 70kw 以下	10	4.5	—	4.5	

				合	下					
液 体 燃 料	不燃以外				12kw を超 え 70kw 以 下	60	15	15	15	
	不燃				12kw を超 え 70kw 以 下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移 動 式 ス ト ー ブ	気 体 燃 料 以 外	不 燃 以 外	開 放 式	バー ナー が 露 出	前方放 射型	7kw 以下	100	30	100	4.5
					全周放 射型	7kw 以下	100	100	100	100
				バー ナー が 隠 ぺい	自然対 流型	7kw 以下	100	4.5	4.5	4.5
					強制対 流型	7kw 以下	4.5	4.5	60	4.5
					前方放 射型	7kw 以下	80	15	80	4.5
				不 燃	開 放 式	バー ナー が 露 出	全周放 射型	7kw 以下	80	80
	バー ナー	自然対 流型	7kw 以下				80	4.5	4.5	4.5

(注1):熱対  
流方向が  
一方向に  
集中する  
場合に  
あつては  
60cmとす  
る。

			が隠 ぺい					1)	
				強制対 流型	7kw 以下	4.5	4.5	60	4.5
液 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	放射型		7kw 以下	100	50	100	20
			自然対流型		7kw を超え 12kw 以下	150	100	100	100
					7kw 以下	100	50	50	50
		強 制 対 流 型	温風を前 方向に吹 き出すも の		12kw 以下	100	15	100	15
					温風を全 周方向に 吹き出す もの		7kw を超え 12kw 以下	100	150
			7kw 以下	100			100	100	100
	不 燃	開 放 式	放射型		7kw 以下	80	30	—	5
			自然対流型		7kw を超え 12kw 以下	120	100	—	100
					7kw 以下	80	30	—	30
			強 制 対 流 型	温風を前 方向に吹 き出すも の		12kw 以下	80	5	—
温風を全 周方向に 吹き出す もの						7kw を超え 12kw 以下	80	150	—
				7kw 以下	80	100	—	100	
固体燃料					—	100	50	50	50

(注 2): 方向

								(注2)	(注2)	(注2)	性を有するものにあつては100cmとする。
調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こ	5.8kw 以下	100	15	15	15	(注)：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
					んろ(1口)						
				卓上型こ	14kw 以下	100	15	15	15		
				んろ(2口以上)・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ			(注)		(注)		
バーナーが隠	加	卓上	7kw 以下	100	15	15	15				
	熱部が開放	型グリル									
バーナーが隠	加	卓上	7kw 以下	50	4.5	4.5	4.5				
	熱部が隠	型オープン・グリル(フードを付け									

		ない 場合 )					
		卓上 型オ ーブ ン・ グリ ル( フー ドを 付け る場 合)	7kw 以下	15	4.5	4.5	4.5
		炊飯 器( 炊飯 容量 4リ ット ル以 下)	4.7kw 以下	30	10	10	10
		圧力 調理 器( 内容 積10 リッ トル 以下	—	30	10	10	10

			)						
不 燃	開 放 式	バ ー ナ ー が 露 出	卓上型こ んろ(1 口)	5.8kw 以下	80	0	—	0	
			卓上型こ んろ(2口 以上)・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kw 以下	80	0	—	0	
	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	加 熱 部 が 開 放	卓上 型グ リル	7kw 以下	80	0	—	0	
			加 熱 部 が 隠 ぺ い	卓上 型オ ープ ン・グ リル( フー ドを 付け ない 場合 )	7kw 以下	30	4.5	—	4.5
				卓上	7kw 以下	10	4.5	—	4.5

					型 オ ー ブ ン ・ グ リ ル ( フ ー ド を 付 け る 場 合 )					
					炊 飯 器 ( 炊 飯 容 量 4 リ ット ル 以 下)	4.7kw 以下	15	4.5	—	4.5
					圧 力 調 理 器 ( 内 容 積 10 リ ッ トル 以 下 )	—	15	4.5	—	4.5
移 動 式	液 体 燃	不燃以外				6kw 以下	100	15	15	15
		不燃				6kw 以下	80	0	—	0

こ ん ろ	料										
	固体燃料			—	100	30	30	30			
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外		2kw 以下	4.5 (注 )	4.5 (注 )	4.5 (注 )	4.5 (注 )	(注)：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。		
		不燃		2kw 以下	0 (注 )	0 (注 )	— (注 )	0 (注 )			
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ 、 電 気 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。)	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	4.8kw 以下 (1口当たり2kwを超え3kw以下)	100 —	2 20 (注 1)	2 —	2 20 (注 1)	(注1)：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 (注2)：機器本体上方の側方又は後方の	
					—	10 (注 2)	—	10 (注 2)			
					4.8kw 以下 (1口当たり1kwを超え2kw以下)	100 —	2 15 (注 1)	2 —	2 15 (注 1)		
					—	10 (注 2)	—	10 (注 2)			
					4.8kw 以下 (1口当たり1kw以下)	100 —	2 10 (注 1)	2 —	2 10 (注 1)		
					—	10 (注 2)	—	10 (注 2)			
					こんろ部	5.8kw 以下	100	2	2		2



			分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	(1口当たり 3.3kw 以下)	—	10 (注 2)	—	10 (注 2)	離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離) を示す。
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw 以下	80	0	—	0		
			(1口当たり 3kw 以下)	—	0 (注 1) (注 2)	—	0 (注 1) (注 2)		
不燃	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw 以下	80	0	—	0			
		(1口当たり 3.3kw 以下)	—	0 (注 2)	—	0 (注 2)			
電気 電気 天火	不燃以外	2kw 以下	10	4.5 (注 )	4.5 (注 )	4.5 (注 )	(注) : 排気口面にあつては 10cm とする。		
		不燃	2kw 以下	10	4.5	—		4.5	

						(注)		(注)	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kw 以下	10	4.5 (注)	4.5 (注)	4.5 (注)	(注)：排気口面にあつては10cm とする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2kw 以下	10	4.5 (注)	—	4.5 (注)	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	100	100	100	100	
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型 (壁取付式及	2kw 以下	80	80	—	80	

			び天井取付式のものを除く。)						
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kw 以下	80	0	—	0	
電気 乾燥器	電気	不燃以 外	食器乾燥器	1kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kw 以下	0	0	—	0	
電気 乾燥機	電気	不燃以 外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3kw 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3kw 以下	4.5 (注1)	0 (注2)	— (注2)	0 (注2)	(注1):前面に排気口を有する機器にあつては 0cm とする。 (注2):排気口面にあつては 4.5cm とする。
電気	電気	不燃以 外	温度過昇防止装置を有する	10kw 以下	4.5	0	0	0	

温 水 器		もの						
	不燃	温度過昇防止 装置を有する もの	10kw 以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。